

蒲郡市生涯学習推進計画2022策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市の特性を生かした生涯学習を推進する施策の方針として蒲郡市生涯学習推進計画2022(以下「推進計画」という。)を策定するため、蒲郡市生涯学習推進計画2022策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画の策定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市社会教育委員
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該委員の委嘱の日から推進計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長が指名した者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庁内検討会)

第7条 委員会に、推進計画の策定に関する検討事項に係る内容等の調整を行うため、庁内検討会を置く。

2 庁内検討会は、別表に掲げる課又は公所の長を持って構成する

3 庁内検討会に座長を置き、座長は教育委員会生涯学習課長をもって充てる。

4 座長は、庁内検討会の事務を掌理し、その経過及び結果を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年 5月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、蒲郡市生涯学習推進計画2022の策定の日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

（庁内検討会）

企画政策課
協働まちづくり課
福祉課
子育て支援課
長寿課
観光商工課
教育政策推進室
生涯学習課
生命の海科学館
博物館